

18歳から「大人」です！

民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

未成年者は、社会経験が少なく、判断能力が未熟であるため、契約には保護者の同意が必要です。保護者の同意を得ずに契約した場合「未成年者取消し」ができます。現在、満20歳で成人とされていますが、来年4月1日から18歳で成人となります。保護者の同意が無くても契約できるようになりませんが、消費者としての責任を負うこととなります。

若者が遭いやすいトラブル

- 訪問販売：突然訪問し、ウオーターサーバーやインターネット接続回線などの契約をさせる
- マルチ商法：「人を紹介すれば手数料が入ってもうかる」などと誘い、商品やサービスを契約させる
- デート商法：マッチングアプリや

- SNSで知り合った異性をデートに誘い、相手の好意に付け込んで宝石など高額商品を売りつける
- エステティックサービス：お試し体験に行くと、執拗な勧誘を受け高額なコースを契約させる
- 定期購入ネット通販：サプリメントや化粧品など、格安の「お試し」や「一回限り」の契約をしたつもりが、定期購入になっていった
- 情報商材：「もうかる方法を教える」と言い、マニュアルやサポートサービスを契約させるが、実際は、価値のない情報でもうからない

トラブルに遭わないために

- 最近では、SNSやインターネットの広告からの契約や、SNSで知り合った人から勧誘されるケースが多いようです。ネットの向こうの相手を簡単に信用してはいけません。
- 「簡単にもうかる」うまい話はありません。きっぱりと断りましょう

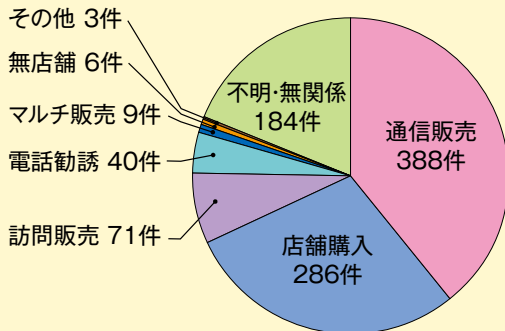


- 訪問販売や、マルチ販売、デート商法、エステティックなどは、クーリングオフの対象ですが、通信販売には、クーリングオフはありません。注文前に、契約内容や返品条件などを確認しましょう
- 急がされても、その場ですぐに契約せず、家族に相談しましょう
- 「お金がない」と断ると、ローン払いや、消費者金融などで借金をさせて契約させるケースも多く見られます。不安に思ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください

※飲酒、喫煙、ギャンブル、大型・中型自動車免許の取得は、今まで通り20歳まではできません。

消費生活センター(ステーション)
Nビル3階 ☎7533・5555

2年度 相談内容内訳



消費生活センター
令和2年度の相談件数
2年度の相談件数は987件で、昨年よりコロナ関連の相談が増えたことにより増加しました。通信販売、特にネット通販のトラブルが目立ちました。